

(別添1)

主治医意見書に「看護職員の訪問による相談・支援」が追加された経緯・理由について

要介護（要支援）者で居宅で療養している者への生活上の支援を目的としている介護保険サービスの中には、現在、「居宅療養管理指導」、「訪問看護」があるが、これらのサービスは、要介護（要支援）状態区分が低いほど利用率が低くなっている。

また、居宅で療養している者では全体で19%の者が通院又は訪問診療を受けていない。

一方、訪問看護事業所等においては、利用者・家族からの電話対応として身体症状に関する相談のみでなく不安に関する相談も見られている。

このような相談は、訪問看護の利用者・家族だけではなく、通院や訪問診療、訪問看護等の医療的なサービスを受けていない居宅で療養している者も抱えていると想定される。

そのため、療養者が居宅で円滑な療養生活を送るために、要介護認定の新規認定、更新認定、要介護状態区分の変更の際に作成されたケアプランに基づくサービスの開始から特に身体的な状況や生活環境の変化の大きい2か月以内に、保険医療機関、または訪問看護ステーションの看護職員が訪問して療養上の様々な課題・悩みに対する相談・支援を評価することとし、その必要性を主治医意見書に記載する欄を設けることとした。